

2011年11月24日

会員各位

社団法人 日本建築学会
国際交流委員会

2012年度日本建築学会国際交流振興基金（上期）の援助申請について

本会では「日本建築学会国際交流振興基金」を設置し、学会内における国際間の研究交流ならびに研究成果の流通等の事業を援助し、国際交流活動の促進をはかっております。

支部、常置調査研究委員会において計画中の国際交流事業について援助対象となるものがありましたら、関係規程に則り支部・常置調査研究委員会を通じて申請されますようご案内申し上げます。

なお、2012年度の援助総額は、1,400,000円です。下期の援助につきましては、上期の配分により残金が生じた場合に実施いたします。

（上期の配分決定後に、下期の援助事業募集の有無をお知らせいたします。）

記

1. 申請者 支部長・常置調査研究委員会委員長
2. 申請期限 上期 2012年3月末日
3. 申請先 日本建築学会 国際交流委員会
4. 援助事業の報告等

(1) 会計報告（精算書および領収書等。事業終了後）

(2) 事業報告（1,500～2,000字程度。事業終了後～2013年3月末日（厳守））。

総会時に配布する報告書ならびに「建築雑誌」の原稿。本基金の援助を受けたことを明記のこと。ただし、継続中の事業は中間報告。）

5. 採否通知

申請者に書面でお知らせします。不採用となった個々の申請に関しては公表しません。

3.3.2 日本建築学会国際交流振興基金規程

1989年3月15日理事会決

2010年3月11日理事会改正決 イ)

第1条（名称） 名称は「日本建築学会国際交流振興基金」（以下「交流基金」という）と称し、社団法人日本建築学会内におく。

第2条（目的） 交流基金は、国際間の研究交流、ならびに研究成果の流通促進等の諸活動を実施し、もってわが国はもとより世界の建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展に寄与することを目的とする。 イ)

第3条（基金） 交流基金は、個人または法人からの拠出をもって構成し、原則として元本は取り崩さず、その果実をもって運用する。 イ)

第4条（事業） 交流基金は、下記の国際交流活動に充当する。 イ)

- （1）本会の建築に関する学術・技術・芸術に関する研究成果として本会出版物を海外へ紹介する出版物の編集・刊行、広報活動 イ)
- （2）海外建築系学協会役員、著名建築家、科学者、技術者ならびに海外在住日本建築学会名誉会員の招聘 イ)
- （3）日本建築学会役員ないし委員の建築系海外主要学協会ないし、国際会議への派遣 イ)
- （4）本会が主催する国際会議・シンポジウム・セミナー イ)
- （5）自然災害等海外から支援を求められた場合の助言、研究者の派遣 イ)
- （6）在日留学生、在日外国人技術者との交流、帰国後の情報交流

第5条（運営） 交流基金の運営については、別に定める内規による。

第6条（会計） 交流基金は基本部門の会計とし、その管理は理事会が行う。 イ)

第7条（処分） 事業の実施上やむを得ない事由により、基金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。 イ)

第8条（報告） 会長は、「交流基金」による成果を年度ごとの総会に報告する。

付 則 この規程は、2010年3月11日から施行する。 イ)

国際交流振興基金の援助基準

1992. 4. 20 国際交流委員会決

1993. 4. 5 国際交流委員会改

<対象>

援助対象は国際交流振興基金規程の第4条（対象）に掲載のものとする。

- (1) 本会の研究成果を海外へ紹介する出版物の翻訳・編集・刊行，広報活動等
- (2) 海外学協会役員，著名建築家，科学者，技術者，名誉会員の招聘
- (3) 役員・委員等の海外学協会，国際会議への派遣
- (4) 委員会，支部等が行う国際活動および交流
- (5) 自然災害等海外から支援を求められた場合の助言，研究者の派遣
- (6) 在日留学生，在日外国人技術者との交流，帰国後の情報交流
- (7) 訪日視察団等に対する助言，交歓等
- (8) その他必要とみとめる国際交流に係わる調査等

<内容>

1. 学会（委員会）が主催または共催する事業・活動であること。
名目的な共催の事業，および後援・協賛の事業には援助しない。
2. 国際会議等の準備などに対するものは，開催時における本会の立場が1項に該当すること。
3. 研究助成ではないものであること。

<援助の費目，援助額の基準>

援助の費目，援助額の基準は以下の原則によるが，実情に応じて国際交流委員会が決定する。

1. 派遣・招聘等の旅費
 - ・旅費の額は，IATAのエコノミークラスの航空運賃の額を超えない。
2. 外国人の招聘
 - ・滞在費は1日20,000円を上限とし，学会で拘束する日数を基準とする。
 - ・講演謝礼は50,000円を上限とする。
 - ・国内移動のための費用は実費とする。
3. 外国人講師によるシンポジウム等への援助
 - ・通訳料・翻訳料は実費とする。
 - ・会場費，資料費，雑費等は通常の委員会主催のシンポジウムと同様，参加費でまかなう。

<補足>

1. 援助事業の報告は必ず「建築雑誌」に投稿し，成果を会員に還元する。
2. 申請時に費用算定根拠を明示する。

2012年度
日本建築学会国際交流振興基金会計報告書

年 月 日

援助事業名			
申 請 者		援助金額	

領収書等を貼付（外国人に対する支払は免税措置法がありますので手続きをおとりください）